

愛南町人事行政の運営等の状況の公表について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び愛南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、愛南町の人事行政の運営等の状況概要を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成23年度の人件費率
平成24年度	人 24,239	千円 16,123,902	千円 583,814	千円 3,158,143	% 19.6	%

- (注) 1 「地方財政状況調査」の区分による普通会計（一般・温泉）決算です。
2 人件費には、特別職の給与、共済組合負担金、公務災害補償費等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給 与 費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
平成24年度	人 405	千円 1,434,431	千円 185,837	千円 503,967	千円 2,124,235	千円 5,245	千円 5,817

- (注) 1 「地方財政状況調査」の区分による普通会計予算です。
2 職員手当には、退職手当を含みません。
3 職員数は、平成24年4月1日現在の職員数です。

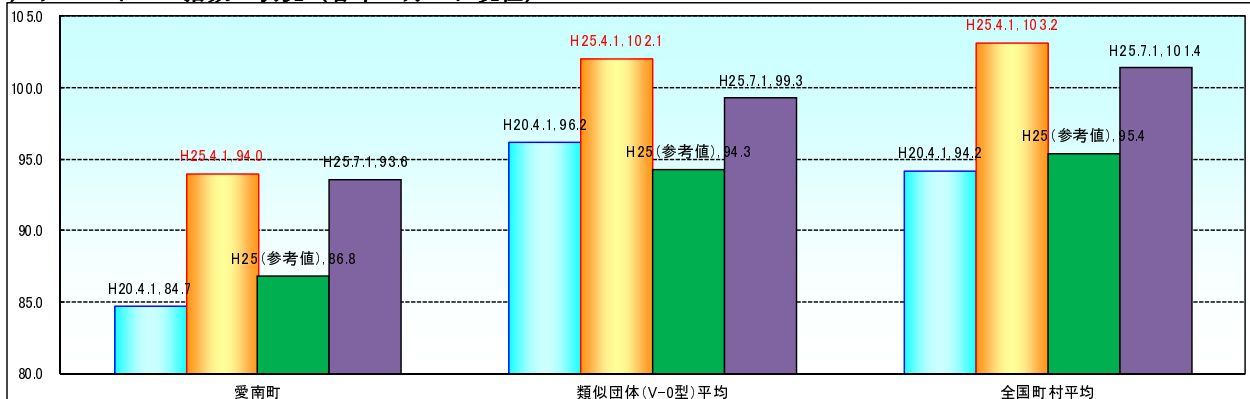
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間
実施	平成25年12月賞与
抑制済又は減額措置の内容	
平成26年12月賞与 一律1%減額	

- 特別職の給料月額を愛南町特別職等の職員の給料の特例に関する条例(平成19年愛南町条例第14号)に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、以下のとおり減額支給しています。
- ・ 町長 : 給料月額 5.0%減額(770,000円→731,500円)
 - ・ 副町長 : 給料月額 5.0%減額(625,000円→593,750円)
 - ・ 教育長 : 給料月額 5.0%減額(570,000円→541,500円)
- 議会議長と副議長の報酬月額を愛南町議会議員の議員報酬の特例に関する条例(平成22年愛南町条例第15号)に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで、以下のとおり減額支給しています。
- ・ 議長 : 報酬月額 1.5%減額(286,000円→281,800円)
 - ・ 副議長 : 報酬月額 1.5%減額(227,000円→223,600円)
- 管理職手当の見直しを行い、平成21年4月1日より定額制に改正し、以下のとおり減額支給しています。
- ・ 平成22年1月から 総務課長(25,000円減額)、会計管理者等(18,000円減額)、課長等(15,000円減額)、所長心得(10,000円減額)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（平成25年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	136,183	186,598	223,858	263,026	290,443	321,978
最高号級の給料月額	244,747	309,123	356,225	389,969	402,322	424,417

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛南町	44.6 歳	298,131 円	333,086 円
愛媛県	44.7 歳	349,312 円	446,864 円
国	43.1 歳	307,220 円	376,257 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 (A) / (B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
愛南町	52.0 歳	30 人	249,716 円	256,556 円	—	—	—	—
うち用務員	50.5 歳		237,166 円	241,546 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	1.19
うち自動車運転手	51.4 歳		267,100 円	282,200 円	自家用乗用 自動車運転手	62.1 歳	209,500 円	1.35
うち清掃職員	歳		円	円	廃棄物処理 事業従業員	44.6 歳	290,600 円	0.00
うち学校給食員	52.0 歳		265,175 円	272,695 円	調理士	46.2 歳	208,600 円	1.31
うちその他 技能労務職	54.3 歳		260,620 円	270,030 円	—	—	—	—
愛媛県	49.6 歳	279 人	342,182 円	384,397 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円	309,534 円	—	—	—	—

（注）1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成22年度から平成24年度の3ヶ年平均）。
2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
3 数値のない欄については、「ハイフン（—）」としています。

(2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区分		愛南町	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	172,940 円	176,355 円	総合職 181,200 円 一般職 172,200 円
	高校卒	140,702 円	142,911 円	一般職 140,100 円
技能労務職	高校卒	134,676 円	137,789 円	—
	中学卒	123,026 円	122,122 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

区分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	241,373 円	268,112 円	324,020 円
	高校卒	222,100 円	242,810 円	283,481 円
技能労務職	高校卒	187,804 円	215,602 円	243,014 円
	中学卒	— 円	— 円	219,740 円

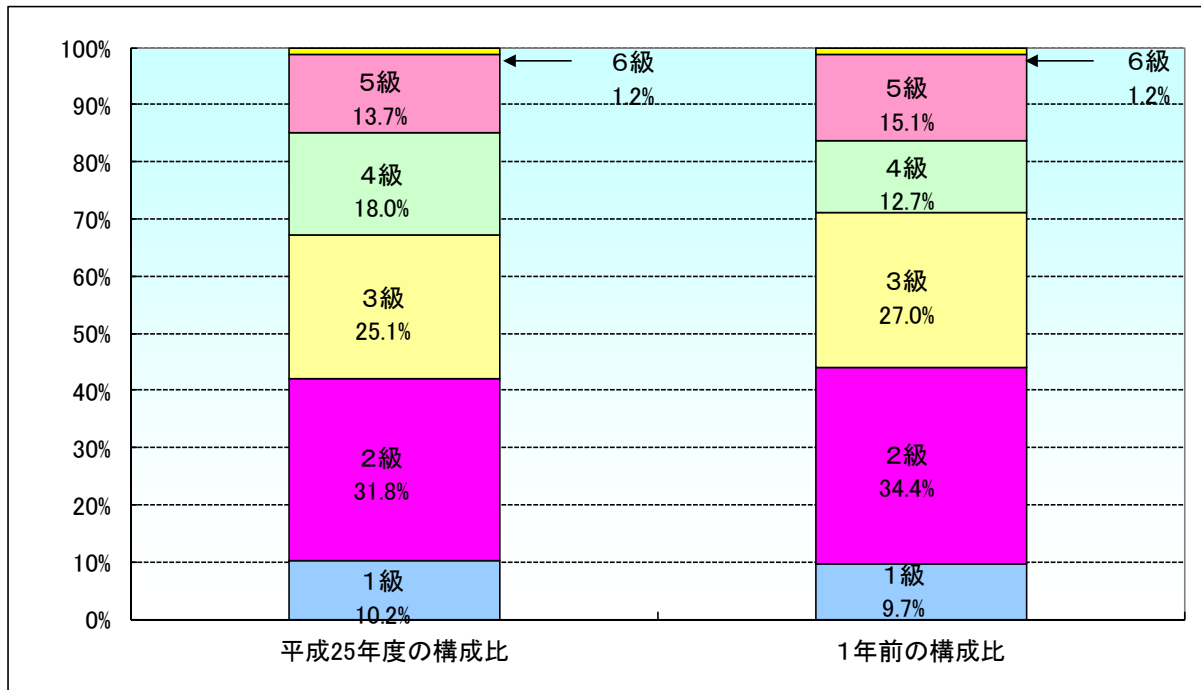
（注）経験年数は、実際の勤続年数に採用前の前歴期間を加えた年数です。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	総括課長	3人	1.2%
5級	課長	35人	13.7%
4級	課長補佐	46人	18.0%
3級	係長・主任	64人	25.1%
2級	主査	81人	31.8%
1級	主事	26人	10.2%

- (注) 1 愛南町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

愛南町職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき、毎年1回定期的に勤務成績の評定を行い、人事管理の基礎資料とし、公務能率の発揮及び増進を図っています。

勤務評定は、評定を受ける職員の所属する管理職職員が評定者として、所属職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、副町長及び総務課長が調整者として、評定結果の調整を行います。

調整した評定結果は町長が最終確認をし、人事異動、昇任及び昇給等に活用しています。

勤務評定による昇給区分は以下のとおりです。

昇給区分	評定区分	A	B	C	D	E
		特にすぐれている	すぐれている	普通である	普通よりも劣る	よくない
54歳以下	号給数	8以上	6	4	2	0
55歳以上	号給数	2以上	1	0	0	0

また、人事異動に当たっての希望、勤務状況についての自己評価、現在の仕事についての成果などを申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成25年度）

区 分	愛南町		愛媛県		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
加算措置 の状況	職制上の段階、職務の 級等による加算措置		職制上の段階、職務の 級等による加算措置		職制上の段階、職務の 級等による加算措置	
1人当たりの 平均支給額	1,292千円		1,563千円		—	

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

愛南町職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき、年2回勤務成績の評定を行い、勤勉手当成績率に反映し、公務能率の発揮及び増進を図っています。

勤務評定は、評定を受ける職員の所属する管理職職員が評定者として、所属職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、副町長及び総務課長が調整者として、評定結果の調整を行います。

調整した評定結果は町長が最終確認をし、勤勉手当へ反映しています。

(2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

区 分	愛南町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	55.86月分	55.86月分
その他の 加算措置		定年前早期退職特別措 置(2~20%加算)		定年前早期退職特別措 置(2~20%加算)
1人当たり 平均支給額	3,721千円	19,487千円		
退職手当 の調整額	職務の級等の区分に応じた6段階の調整月額を決 め、職員の在職期間のうち、その月額が高い方から 60月分の合計額を調整額として加算		職務の級等の区分に応じた6段階の調整月額を決 め、職員の在職期間のうち、その月額が高い方から 60月分の合計額を調整額として加算	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給した平均額です。

(3) 特殊勤務手当 (平成25年4月1日現在)

平成24年度 決算	支給実績	4,942千円	
	支給職員1人当たり平均支給年額	68,639円	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	18.5%	
平成25年度	手当の種類(手当数)	9	
手当の名称		主な支給対象業務職員	左記職員に対する支給単価
税徴収等手当		町税の徴収に関する事務に従事した職員	日額250円
防疫作業手当		感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護に従事した職員	日額700円
		感染症の病原体に付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事した職員	
		家畜伝染病の病原体を有する家畜若しくは家畜病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員	
野猿駆除手当		野猿駆除に従事した職員	1回2,000円
行旅病死人等収容手当		行旅病人の収容作業に従事した職員	1回1,000円
		行旅死亡人の収容作業に従事した職員	1回3,000円
ごみ処理・し尿処理手当		ごみ処理及びし尿処理に従事した職員	月額5,000円
火葬業務・火葬処理手当		やむを得ない事情により火葬処理に従事した職員	月額5,000円
夜間勤務手当	あけぼの荘	あけぼの荘における夜間勤務に従事した職員	日額250円
	環境衛生センター	環境衛生センターにおける夜間ごみ焼却業務に従事した職員	1回1,000円
消防職手当		消防職員のうち、階級を有し、制服を着用し、消防事務に従事する者(事務専従職員は、支給対象外)	1日250円
救急出動手当		救急救助業務に従事した職員(救急救命士が出場し、特定行為を実施した場合は、250円を加算)	1回250円

(4) 時間外勤務手当

平成24年度 決算	支給実績	69,378千円
	職員1人当たり平均支給年額	178千円
平成23年度 決算	支給実績	68,607千円
	職員1人当たり平均支給年額	157千円

6 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給料月額等		平成25年度期末手当支給割合		
		減額後	(減額前)	6月期	12月期	計
給 料	町 長	731,500円	(770,000円)	1.40月分	1.55月分	2.95月分
	副 町 長	593,750円	(625,000円)	1.40月分	1.55月分	2.95月分
	教 育 長	541,500円	(570,000円)	1.40月分	1.55月分	2.95月分
報 酬	議 長	281,800円	(286,000円)	1.40月分	1.55月分	2.95月分
	副 議 長	223,600円	(227,000円)	1.40月分	1.55月分	2.95月分
	議 員	181,000円	(-)	1.40月分	1.55月分	2.95月分

(注) 特別職の給料月額は、愛南町特別職の職員の給料の特例に関する条例(平成19年愛南町条例第23号)に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで以下のとおり減額支給しています。

- ・ 町長 : 給料月額 5.0%減額(770,000円→731,500円)
- ・ 副町長 : 給料月額 5.0%減額(625,000円→593,750円)
- ・ 教育長 : 給料月額 5.0%減額(570,000円→541,500円)

(注) 議会議長と副議長の報酬月額を愛南町議会議員の議員報酬の特例に関する条例(平成22年愛南町条例第15号)に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで以下のとおり減額支給しています。

- ・ 議長 : 報酬月額 1.5%減額(286,000円→281,800円)
- ・ 副議長 : 報酬月額 1.2%減額(227,000円→223,600円)

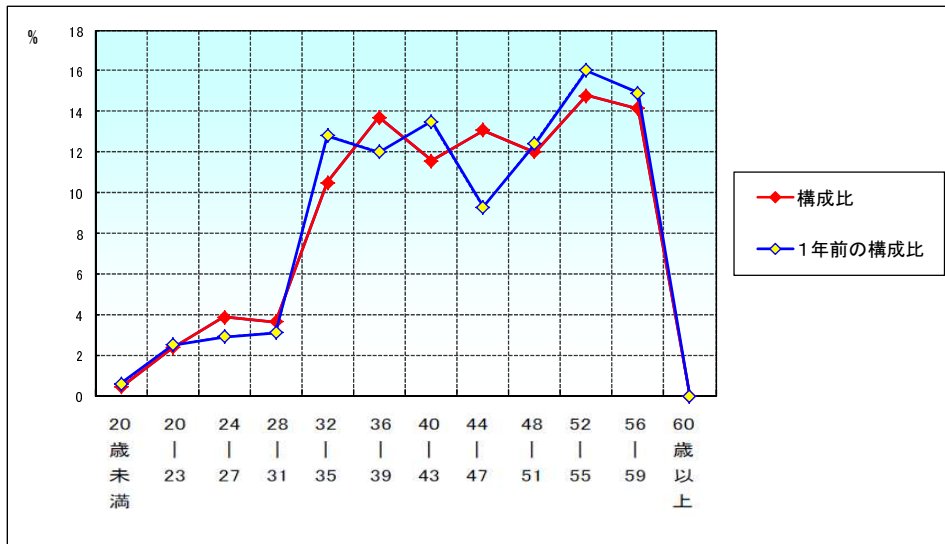
7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数			主な増減理由
		平成24年	平成25年	対前年増減数	
一般行政部門	議会	3人	3人	0人	
	総務	57人	56人	△ 1人	管理職兼務による減員
	税務	14人	14人	0人	
	民生	101人	98人	△ 3人	退職者不補充による減員
	衛生	45人	42人	△ 3人	衛生施設の業務見直しによる減員
	農林水産	28人	28人	0人	
	商工	12人	12人	0人	
	土木	14人	14人	0人	
	小計	274人	267人	△ 7人	
特別行政部門	教育	82人	73人	△ 9人	給食センター統合等の業務見直しによる減員
	消防	49人	50人	1人	業務見直しによる増員
	小計	131人	123人	△ 8人	
公営企業等会計部門	病院	38人	38人	0人	
	水道	13人	13人	0人	
	交通	0人	0人	0人	
	下水道	1人	1人	0人	
	その他	26人	25人	△ 1人	業務見直しによる減員
	小計	78人	77人	△ 1人	
合計	483人	467人	△ 16人		

(注) 職員数は一般職に属する職員数(教育長1人を除く。)であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員、宇和島地区広域事務組合出向職員等(平成24年5人及び平成25年4人)を除いています。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	11人	18人	17人	49人	64人	54人	61人	56人	69人	66人	0人	467人
構成比	0.4%	2.4%	3.9%	3.6%	10.5%	13.7%	11.6%	13.1%	12.0%	14.8%	14.1%	0.0%	100%

(注) 職員数は一般職に属する職員数(教育長1人を除く。)であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員、宇和島地区広域事務組合出向職員等(平成24年5人及び平成25年4人)を除いています。

(3) 職員数の推移

部 門 \ 年 度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	327人	318人	309人	293人	274人	267人	△ 60人 (△ 18.3%)
教 育	102人	97人	88人	87人	82人	73人	△ 29人 (△ 28.4%)
消 防	43人	44人	43人	45人	49人	50人	7人 (16.3%)
普通会計計	472人	459人	440人	425人	405人	390人	△ 82人 (△ 17.4%)
公営企業等会計計	80人	79人	80人	80人	78人	77人	△ 3人 (△ 3.8%)
総合計	552人	538人	520人	505人	483人	467人	△ 85人 (△ 15.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(教育長1人を除く。)

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分(平成24年度)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	—	—	—	—	0件
心身の故障の場合	第28条第1項第4号 第2項第1号	—	—	—	—	0件
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	—	—	—	—	0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	—	—	—	—	0件
刑事事件に関し、起訴された場合	第28条第2項第2号	—	—	—	—	0件
失職した場合	第28条第4項	—	—	—	—	0件
合 計		0件	0件	0件	0件	0件

(2) 懲戒処分(平成24年度)

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	5件	—	—	—	5件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	—	—	—	—	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	第29条第1項第3号	—	—	—	—	0件
合 計		5件	0件	0件	0件	5件

9 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇（平成24年1月1日～同年12月31日）

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得日数 (B/C)	消化率 (B/A)
9,110日	1,918日	229人	8.4日	21.1%

(注) 1 全対象職員数とは、平成24年1月1日から同年12月31日までの全期間を在職した一般職員に限り、当該期間の中途に採用した者、退職した者、当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員及び派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総取得日数とします。

2 総付与日数とは、平成24年1月1日現在において各職員に付与した日数（前年からの繰越分を含む。）を全対象職員にわたって合計したものです。

(2) 育児休業等の取得状況（平成24年度）

区 分	男 性	女 性	合 計
育児休業取得者数	—	5人	5人
うち新規取得者数	—	4人	4人
部分児休業取得者数	—	—	0人
うち新規取得者数	—	—	0人
深夜勤務及び時間外勤務の制限請求者数	—	—	0人
うち新規取得者数	—	—	0人

(注) 1 部分休業とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条に規定する部分休業です。

2 深夜勤務及び時間外勤務の制限とは、愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3に規定する深夜及び時間外勤務の制限です。

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、以下の研修を実施しています。

区 分		研 修 名 等		
職場内研修		接遇接客研修、法制執務研修、人事評価研修、人権教育研修ほか		
職場外研修	基本研修	階層別研修	新採職員研修、中堅職員研修、係長級研修、課長級研修	
		ステージアップ研修	法令コース	行政法講座、民法講座、地方自治法講座、法制執務講座
			政策形成コース	政策立案講座、政策法務講座、問題解決能力講座
			対人能力コース	折衝力・交渉力講座、プレゼンテーション講座、クレーム対応講座、ロジカルシンキング講座
			管理能力コース	マネジメント能力講座、意思決定能力講座、広報とマスコミ対応講座
			行政経営コース	県民との協働推進講座、CS（生活者満足度）向上講座
			行政実務コース	法人会計講座（複式簿記入門コース、営利法人コース）、文章力向上講座
	派遣研修	専門研修機関	市町村アカデミー	
官公庁		愛媛県		

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康保持、疾病予防対策の状況（平成24年度）

区 分	概 要
職員定期健康診断	年に1度、本庁及び各支所において、以下の職員定期健康診断を行いました。 (健診内容) 身体測定、血圧測定、視力・聴力検査、尿検査、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、胸部X線検査、眼底検査、大腸がん検査、前立腺がん（40歳以上男性対象）検査、腎機能痛風検査、糖尿病検査、乳がん検査
健康相談	上記職員定期健康診断後に、産業医、保健師及び栄養士による健康相談を実施し、職員の健康確保に努めました。
産業医職場巡視	定期的に産業医が職場を巡視し、業務や業務環境を観察することを通じて、健康障害の防止及び快適な職場環境の形成を図りました。

(2) 職場の安全衛生の状況（平成25年度）

労働安全衛生法等に基づき、衛生委員会の設置、産業医、衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全と健康の確保のため安全衛生管理体制を整備しています。

(3) 福利厚生制度に係る負担状況（平成24年度普通会計決算）

区 分	負担金額
共済組合負担金	愛媛県市町村職員共済組合 503,688千円
	愛媛県公立学校共済組合 20,400千円
愛媛県市町村互助会	2,870千円

(4) 公務災害の状況（平成24年度）

平成23年度末 現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取下げ件数	平成24年度末 現在未処理件数
1件	3件	2件	0件	0件	2件

(5) 通勤災害の状況（平成24年度）

平成23年度末 現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取下げ件数	平成24年度末 現在未処理件数
0件	0件	0件	0件	0件	0件

(6) 勤務条件に関する措置要求の状況（平成24年度）

区 分	平成23年度末 係属件数	措置要求件数	終結件数	平成24年度 末係属件数
給 与	—	—	—	—
旅 費	—	—	—	—
勤務時間	—	—	—	—
休 暇	—	—	—	—
執務環境	—	—	—	—
福利厚生	—	—	—	—
任 用	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
計	0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

(7) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成24年度）

区 分		平成23年度末 係属件数	措置要求件数	終結件数	平成24年度 末係属件数
分 限 処 分	降 任	—	—	—	—
	休 職	—	—	—	—
	免 職	—	—	—	—
懲 戒 処 分	戒 告	—	—	—	—
	減 給	—	—	—	—
	停 職	—	—	—	—
	免 職	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—
計		0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、不服申立てをすることができる。